

インターネットにおける セキュリティとプライバシーの 両立について

独立行政法人 産業技術総合研究所
情報セキュリティ研究センター
高木 浩光

1

テーマ

- セキュリティ強化がプライバシーを犠牲にする
- プライバシーを犠牲にしないセキュリティ技術
- 固定の固有IDの問題は日本だけ理解が遅れている
- ケータイWebは始まる前に終了した
 - なぜそうなったのか
 - なぜ解決しないのか
- 日本のインターネットを終わらせないために

2

ケータイWebの契約者ID問題

- 「ケータイWeb」（携帯電話向けのWeb）
 - iモード（NTT DoCoMo）、EZweb（KDDI）、ヤフーケータイ（ソフトバンクモバイル）、EMnet（イーモバイル）
- 「ガラパゴス化」
 - 日本だけケータイWebが独自進化していると言われる
 - 技術方式が英語圏の専門家の批判に晒されていない
- 契約者固有IDの任意サイト送信
 - 2008年春から全キャリアが送信
 - 何のために？
 - どんな問題が？
- 通常のPCのインターネットにまで波及する懸念
 - 詳細は「日本のインターネットが終了する日」で検索

3

契約者固有IDとは

- EZwebの場合
 - HTTPリクエストのヘッダに常時以下が挿入される
 - X-Up-Subno: 05000050xxxxxx_w5.ezweb.ne.jp
 - 契約者に固有の番号
 - ずっと以前から
 - 2000年3月、これが電話番号そのものだと問題になり後に修正
 - 2005年4月から設定で非通知にもできるようになった
- ヤフーケータイの場合
 - 「ユーザID」と「製造番号」の2種類がある
 - ユーザIDは契約者、製造番号は端末に固有
 - HTTPリクエストのUserAgent内に常時挿入される
 - SoftBank/1.0/910T/TJ001/SNxxxxxxxxxxxxxxxx
 - 設定で非通知にもできる
 - 購入後初回使用時に通知設定にすることへの同意確認画面が出る

4

契約者固有IDとは(2)

● iモードの場合

- 2008年3月末以前
 - 公式サイトにしか契約者IDは送信されなかった
 - 端末固有番号を送信させる方法は存在、その都度ユーザの同意確認が必要
- 2008年3月末以降
 - 新たに「iモードID」の送信が開始
 - リンクのURLに「guid=ON」を埋め込むと発動 (ユーザの同意確認なし)
 - HTTPリクエストのヘッダに以下が挿入される
 - X-DCMGUID: xxxxxxx
 - 設定で非通知にもできる (デフォルトで通知)

● イーモバイルの場合

- 「EMnet」サービスを契約し、EMnetモードで接続した場合
- IEからのアクセスでHTTPリクエストのヘッダにProxyが挿入
 - X-em-uid: xxxxxxxxxxxxxxxxx

5

6

7

IDは変更可能か

- NTTドコモ
 - iモードIDは「基本的にお客様にずっと通して使って頂くもの」とのことで、ID変更手続きは存在しない。ただし、電話番号の変更手続きをするとiモードIDも変更される。
- KDDI
 - EZwebサービスの利用を「廃止」して、同サービスの「再追加」を行うと、EZ番号は新しいものが割り当てられる。廃止に1時間、再追加に1時間かかり、計2時間ほどメール等が受信できなくなる。
- ソフトバンクモバイル
 - 変更できない。電話番号を変更する手続きをとってもIDは変更されない。SIMカードの再発行手続きをすれば変更されるが、紛失した場合など限られた事情があるときにしか応じていない。
- イーモバイル
 - 変更できない。迷惑電話など事情により電話番号を変更することはできるが、電話番号を変えてもIDは変更されない。SIMカードを交換すると番号が変わるが、紛失時にしか交換しない。交換手数料は2100円。

8

歴史的経緯

● 2001年の総務省の研究会

- 「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」
- 当時はユーザIDを公式サイト以外に送信をしていたのはKDDIだけ
- NTTドコモとジェイフォンは送信の問題点を指摘
 - 「ユーザIDに関しては報告書（案）にも述べられているとおり、ユーザのプライバシーと密接な繋がりがあるため、その取り扱いについては十分慎重であるべき。現在、ドコモやJ-フォンが公式サイトに限ってユーザIDを提供しているのもそのためである。」
- 研究会報告書の結論
 - 「アンケート等の簡単な方法で個人情報をデータベース化し、インターネット上の行動とそのデータベースを結びつけるのにユーザIDを用いれば、本人の知らないうちにプライバシーに立ち入ることができる。電話番号から生成されるいわゆるソフトIDに関しては、専門知識のある人ならIDから電話番号を簡単に解析できる。ハードIDは電話番号とは無縁なので、電話番号が解析されることはないが、追跡等を受けるリスクは、ソフトIDと替わらない。「個人情報の保護に関する法律案」の下では、ユーザの個人情報を、その「同意」を得ずに通信キャリアがコンテンツプロバイダ等に提供することは原則違法である。ユーザIDは、同法律案の個人情報に該当することから、ユーザの「同意」なしにはコンテンツプロバイダ等に提供できない性格の情報である。」

9

歴史的経緯(2)

● 2002年の総務省の別の研究会

- モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会
 - 「モバイルコンテンツ評価システムの構築に向けた総務省デザイン」を公表
 - 「携帯電話事業者が特定のコンテンツプロバイダにのみ提供している特殊な情報や料金回収代行サービスをオープン化するための民間の自主的なコンテンツやサイトの評価システムの構築」を提案する内容
 - パブコメで批判され、その後は頓挫
 - 日本テレビ放送網株式会社提出意見「実効性に疑問がある。逆に、実効性を持たせるとすれば、表現行為に対する大きな萎縮効果が懸念され、看過できない。委員会の委員の構成、委員会・評価機関の運営方法をみると、本評価システムの中立性に疑問がある。」

● 2004年、ワンクリック不当請求被害が社会問題化

- 2005年4月、KDDIが非通知設定を可能とする対策

10

メールに記載されたURLへの不用意なアクセスについて（不当料金請求の新しい手口にご注意ください）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040421_3.html

報道資料

平成16年4月21日
総務省

メールに記載されたURLへの不用意なアクセスについて
(不当料金請求の新しい手口にご注意ください)

「携帯電話に送られてきたメールに記載されたURLをクリックしたら、後日何万円もの利用料を請求する電話がかかってきた。支払う必要があるのですか。」「アダルトサイトの『入口』をクリックしただけでも、入会したことになると言われ、規約をよく読むと確かにそのように書かれていた。どうしたらいいでしょうか。」といった相談が、今年に入ってから、総務省の電気通信消費者相談センター等に多く寄せられています。こうした不当と思われる請求であっても、法律上有効な契約となる場合がありますので、メールに記載されたURLにアクセスする際には、十分に注意するようにしましょう。

総務省の電気通信消費者相談センターに寄せられた不当料金請求に関する相談件数は、昨年10月～12月に1,071件、本年1月～3月には1,468件となっています。

総務省では、不当料金請求について、昨年11月25日に「有料アダルトサイト等の情報料等をかかった架空料金請求トラブル」と題する報道発表を行ったほか、パンフレット（「電気通信サービスQ&A」）を発行、配布すること等により、消費者の皆様の注意を喚起してきたところですが、最近では、携帯電話事業者が提供する一部のサービスを利用して送られてくるメールに記載されたURL（出会い系サイト、アダルトサイト等）にアクセスした際に、「入口」等のボタンをクリックしただけで契約が成立するような利用規約を定め、当該規約に基づき高額な入会金、会費等を請求してくるトラブルに関する相談が増加しています。

今般、こうした新しい手口及びこれに対する注意点等をまとめましたので、消費者の皆様におかれましては、[別紙\(PDF\)](#)をご参考の上、このようなメールに対して適切に対処するようにしてください。

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部
消費者行政課（電気通信消費者相談センター）

11

携帯電話を利用した クリックしただけで、いきなり料金請求する手口(ご注意ください)

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/click_mobile.html

NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN
国民生活センター

消費・生活に関するトラブルや対策方法をご紹介します。

ご相談はこ
消費生活セ

困った時のセント 消費生活入門 お知らせ 暮らしの相談窓口 当センターについて

何をお探ですか? 検索 検索方法について

現在の位置： [トップページ](#) > [ご注意ください](#) > 携帯電話を利用した クリックしただけで、いきなり料金請求する手口

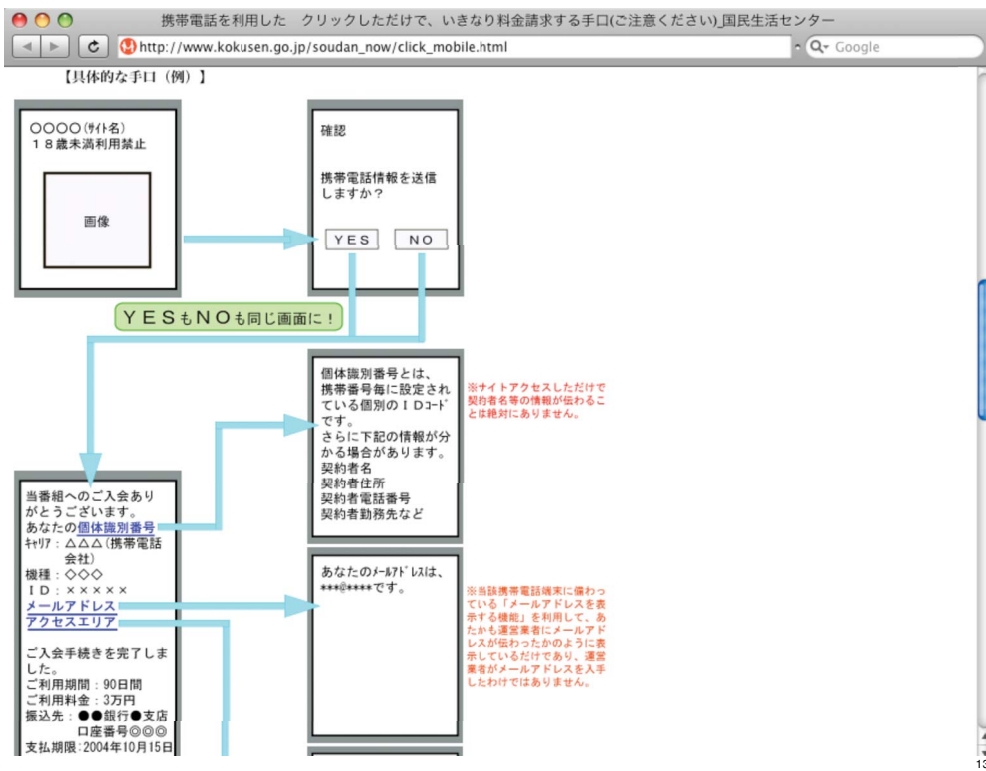
[2004年12月13日:公表]

携帯電話を利用した クリックしただけで、いきなり料金請求する手口

平成16年12月13日
国民生活センター

携帯電話から画像や動画のアダルトサイト等にアクセスし、何らかの項目をクリックした場合に「あなたの個人識別番号は〇〇です」「あなたのメールアドレスは△△です」などと、あたかも個人情報を入手したかのような画面を表示し、料金を請求する事例が寄せられています。

12



歴史的経緯(3)

- 2006年～2007年の総務省
 - IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会
 - モバイルコンテンツフォーラム(MCF)の発言
 - 「ユーザIDについては、メールアドレスが付随すれば個人情報となってしまうが、認証情報自体が直ちに個人情報に該当するとは言いえないのではないかと考える。パソコンのクッキーの運用ガイドラインにおけるのと同様の扱いをすることも可能ではないかと考える。」
 - ネットワークの中立性に関する懇談会
 - モバイルコンテンツフォーラム(MCF)のプレゼンテーション
 - 「現在、携帯電話のコンテンツビジネスで主流になっている月額定額制のサブスクリプションモデルを実現するためには、簡易な認証で契約期間中の利用を認証する事が必要条件。そのためにはユーザー識別システム(ユーザID)の開放が必要である。」
 - 「ユビキタス環境のコンテンツビジネスでは、一度の認証で携帯電話、PC、放送等のメディアを横断して利用できるシングル・サインオンの実現が求められている。そのためにはユーザー識別システム(ユーザID)の開放が必要である。」

14

歴史的経緯(4)

- 2007年～2008年の総務省
 - モバイルビジネス研究会
 - ユーザIDを通信キャリア間で統一する「IDポータビリティ」を提案
 - 固定のユーザIDを使うのか、任意サイト送信とするのかには触れず
 - パブリックコメント
 - 意見提出(産業技術総合研究所情報セキュリティ研究センター)
 - (1) ユーザIDの利活用の推進にあたっては、平成13年6月に総務省から公表された「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」報告書で指摘されているプライバシー上の懸念に配慮する必要があることを明記するべき。
 - (2) そのプライバシー懸念を払拭しながら同時にユーザIDの利活用を実現するために、(運用方針による回避ではなく)技術的手段による抜本的な解決策を模索するべき。
 - (3) その技術的解決手段を実現可能とするために、各通信事業者は、WebのHTTP通信においてcookie機能に対応するべき。
 - 研究会はこれを無視
 - そして
 - 2008年3月末iモードID送信開始、2008年4月EMnet開始

15

「iモードIDは個人情報でない」

- 携帯電話事業者はこれらのIDは個人情報に当たらないという立場
 - 日本経済新聞 2008年3月30日朝刊
 - ドコモ、携帯電話の「識別番号」・コンテンツ会社に通知
 - 「ドコモがコンテンツ会社に情報提供するのには、携帯の電話番号ごとに付与される「iモードID」と呼ばれる識別番号。電話番号とは異なる英数字の組み合わせで構成。「氏名やメールアドレスは含まれておらず、個人情報開示には当たらない」(ドコモ)という。」

16

背景にあるもの

- 非公式サイトでの課金のため
 - モバイルコンテンツフォーラム(MCF)のかねてよりの悲願
- 「かんたんログイン」実装のため
 - ユーザID入力やパスワード入力を省略 (cookieの代替としてIDを利用)
- 警察捜査、発信者開示請求のため
 - IPアドレスではなく契約者固有IDで発信者を特定
- 悪質利用者排斥のため
 - 悪質利用者を契約者固有IDで識別して出入り禁止にする
- 青少年ネット規制対抗策として
 - EMA「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」の要件
- モバイル広告ビジネスのため
 - IDで閲覧履歴を収集して行動追跡型ターゲット広告を実現

17

青少年ネット規制の流れ

- 青少年ネット規制法案
 - 議員立法
 - 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律, 2008年6月11日成立
 - 一時は、一般のPCにフィルタリングソフトの搭載を義務付ける案も浮上
 - 様々な反対の声の中、現状追認程度の骨抜き内容で成立
 - PCにはフィルタリングサービスの利用を容易にする措置を義務化
 - Proxy設定機能があれば満たされると国会答弁で確認、事実上現状維持
 - 民間による自主的な取組みの実施が前提
 - 法案提出議員「まさに民間の自主的、主体的な取組にゆだねているわけでございます。したがって、そのゆだねているということの意味をインターネット関係者の皆様にはよくお考えをいただきました

18

青少年ネット規制: 民間の取組み

- モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA)
 - 「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」を制定
 - 認定基準の要求項目
 - (16) ユーザー情報管理: 事業者は、会員及び非会員投稿者 (非会員による投稿が可能なサイトの場合) に対し、携帯端末を特定する個人識別番号等を取得しなければならない。
 - (18) 強制退会処分及び投稿禁止措置の実施: 事業者は、悪質会員に対する強制退会処分制度を定め、その制度概要をユーザー向けに適切に開示するとともに、悪質な非会員投稿者 (非会員による投稿が可能なサイトの場合) に対して投稿を禁止する仕組みを備えなければならない。
 - (19) 注意警告対応・ペナルティ制度の実施: 事業者は、規約違反投稿等を発信するユーザーや不正を行うユーザー等に対して、注意警告、投稿禁止 (非会員投稿者向け)、利用停止 (会員向け)、強制退会 (会員向け) 等のペナルティを適用する体制を維持しなければならない。
 - 要件(18)(19)の実現に契約者固有ID (個人識別番号) を用いる

19

ケータイにおける発信者開示請求

- 契約者固有IDがない場合
 - IPアドレスは携帯電話会社のゲートウェイのアドレスとなる
 - 1つのIPアドレスが大量のユーザで同時に共用されている
 - 時刻とIPアドレスだけからでは契約者を特定できない
 - ゲートウェイでログをとる必要があるが…
 - アクセス先URLと時刻だけからどれが開示請求されているアクセスかを特定することは、常に可能とは限らない
 - POSTのパラメータまでログに残すのは通信の秘密を侵すのでは
- 契約者固有IDが任意サイトに自動送信されれば
 - 掲示板等運営者側が契約者固有IDをログに残すようにすれば契約者固有IDで携帯電話会社に発信者開示請求ができる
 - 送信化は「警察方面からの要請では?」という説も……

20

IDで匿名性が失われるか

- 警察捜査、発信者開示請求の意味では
 - その必要性が認められれば匿名性は失われる
 - 従来の通常のPCのインターネットと同じこと
- 発信者開示されないケースではどうか
 - 従来の通常のPCのインターネットでは匿名性は維持される（一部のケースを除いて）
 - 一般家庭におけるIPアドレスはときどき変化のが通常なので、あるIPアドレスが誰のものかは特定されない
 - 携帯電話事業者は「IDはランダムな番号で、個人情報を含みません」と主張するが……
 - 変化しない固定のIDなのだが

21

NTTドコモ曰く

- Q. ワンクリックサイトから架空の請求を受けたのですが、ケータイのメールアドレスから個人情報が漏れることはありますか？
[更新日] [2008年3月17日](#) [FAQ No.] 82513
- A. ありません。
なお、URLやiモードサイト等をクリックすると、個人情報がわかるような表現で个体識別番号が表示されます。个体識別番号とは、製造番号や機種名などの携帯電話情報のことです。氏名、住所などの個人情報ではありませんのでご安心下さい。
また、携帯電話情報は送信される前に必ず確認画面が表示されますので、お客さまが承諾されないかぎり送信することはありません。
トラブルに巻き込まれないためにも、氏名、住所、メールアドレスなどの個人情報を安易に伝えないようご注意ください。
<http://otoiawase.nttdocomo.co.jp/PC/qa/?qa=82513&c1=10&c2=7&pg=2> より

22

NTTドコモ曰く

- ドコモのシステムにおいては、携帯電話の製造番号（FOMAをご利用の場合はFOMAカード識別番号を含み、以下、「携帯電話情報」と呼びます）が接続先に送信される場合、必ず事前に確認画面が表示されますので、お客さまがこれに承諾されない限り、「携帯電話情報」が接続先に送信されることはありません。また、お客さまの承諾のもと「携帯電話情報」が送信されたとしても、その中にはお客さまの携帯電話番号、メールアドレス、住所、氏名など、お客さまの連絡先についての情報は含まれておらず、またドコモから開示することもありません。なお、問題のサイトにおいて、携帯電話の機種名が正しく表示されることがあります。これは、お客さまの携帯電話の画面上に接続先コンテンツを正しく表示するために通知している情報（以下「機種情報」と呼びます。）を利用したのですが、機種情報にはサイト提供者がお客さま個人を特定し得るような情報は含まれておりません。
<http://www.nttdocomo.co.jp/info/safety/fictitious1.html> より

23

契約者ID送信の問題点

- 「IDから個人は特定されない」は大嘘
 - 他のサイトで入力した住所氏名等がIDと紐付けられて流通
 - Webサイトを訪れた時点で訪れたのが誰なのか知られる
- 想定される脅威
 - ワンクリック不当請求サイトを訪れた場合に
 - 住所氏名を表示した上で高額請求される
 - そこでは住所氏名を入力していないのに
 - 無視していると自宅に督促状が届く
 - さらに無視するとワンクリ業者が簡易裁判を起こす
 - 架空の請求ではないので拒否できないのでは？
 - 行動追跡型ターゲット広告により嗜好を分析される
 - あらゆるWebサイトの閲覧履歴を広告会社に把握される
 - 流出したら……

24

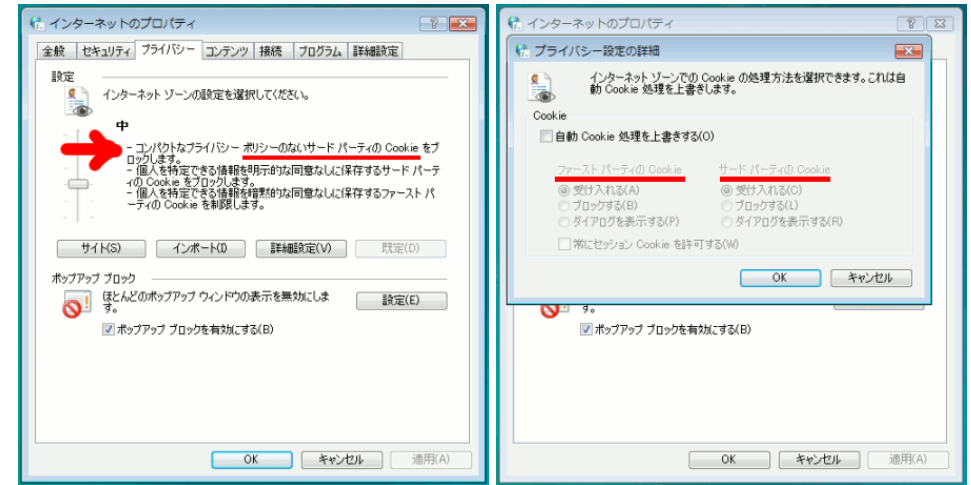
よくある誤った主張

- 「問題点はcookieと同程度にすぎない」
 - ぜんぜん同じじゃない
 - 第一者cookie、第三者cookie、スーパーcookieの違い
 - 第三者cookieでさえスパイウェア扱いされている
 - Safari、iPhone、IE（一部）ではデフォルトで無効
 - ケータイの契約者固有IDはスーパーcookie相当
 - しかも変更不可で、痕跡なく収集される
- 「IPv6が普及すればどうせそうなる」
 - なりません
 - IPアドレスにMACアドレスが含まれる問題
 - IPアドレスの下位64ビットはMACアドレスから生成される設計
 - 1999年、問題点を指摘するInternet-DraftがIETFで書かれる
 - 2001年、これを解決する RFC 3041 が成立
 - 「Temporary Addresses」または「Anonymous Address」と呼ばれる

25

第一者と第三者のcookie

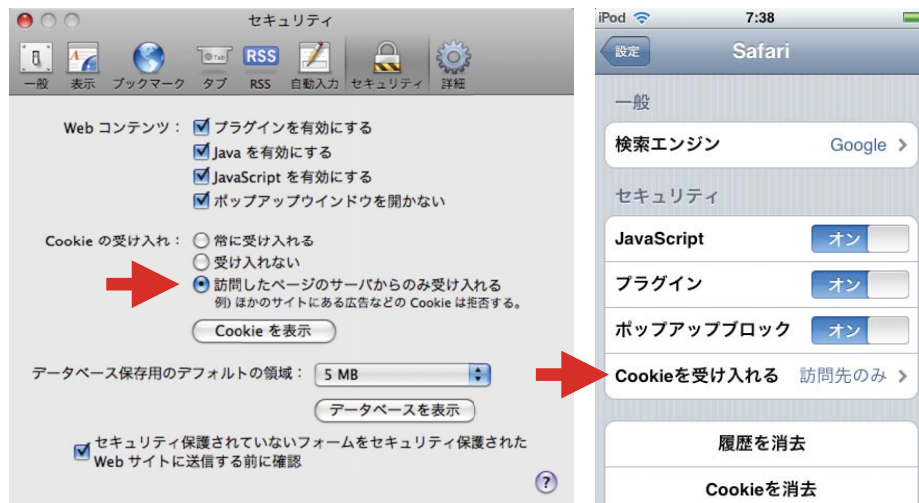
- IE6以降で区別して設定できるようになった
 - デフォルトで第三者cookieの扱いは厳しくなった



26

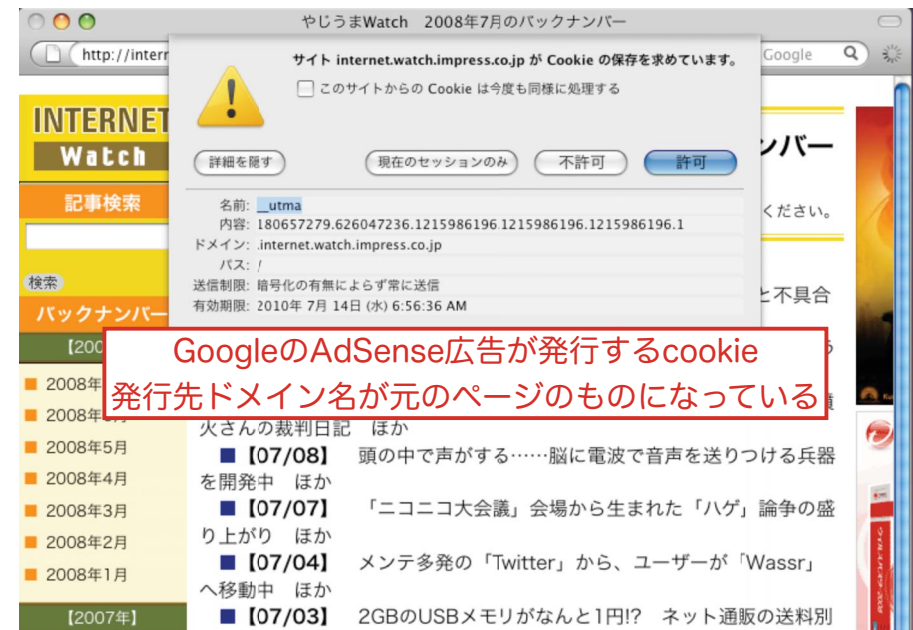
第三者cookieは使われない傾向に

- Safariではデフォルトで第三者cookieがオフ



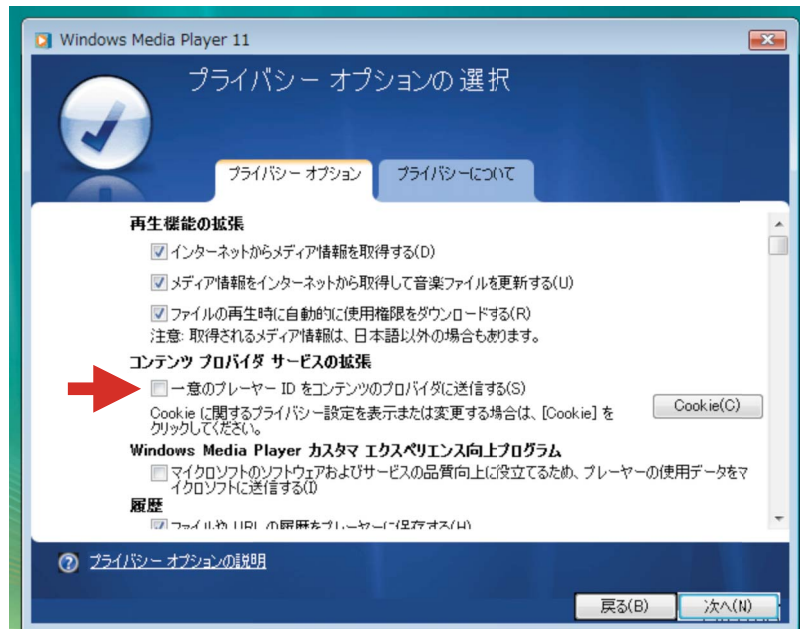
27

Googleは第三者cookieを使わない



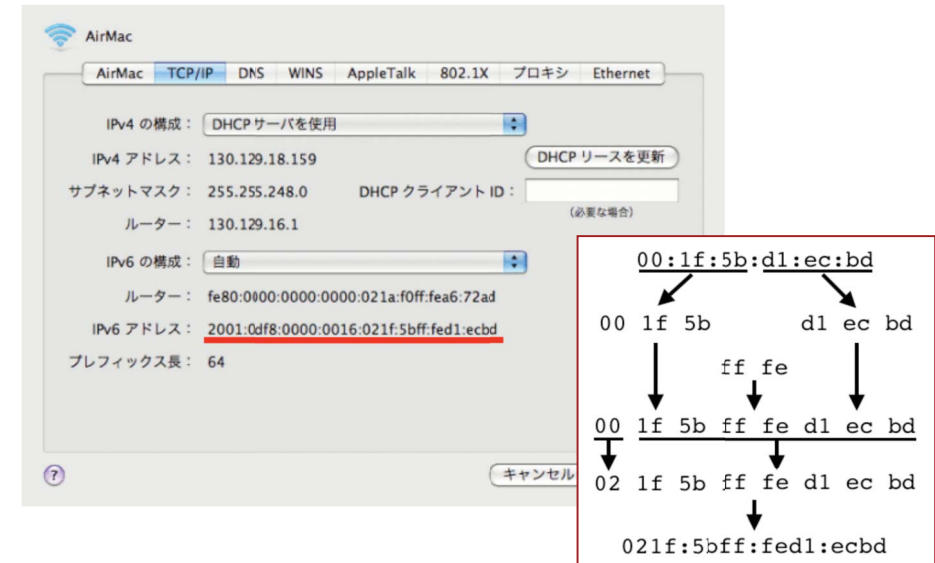
28

Windows Media Playerの件



29

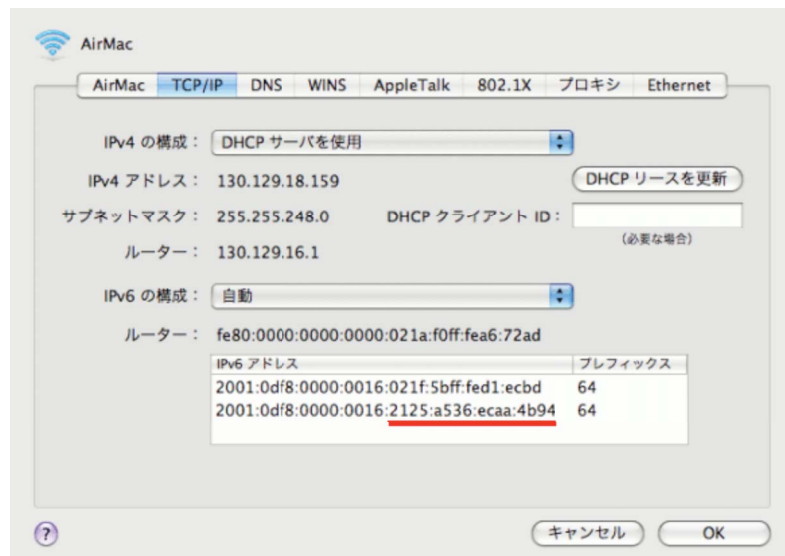
IPv6のIPアドレス



30

RFC 3041 一時アドレス

- 「sudo sysctl -w net.inet6.ip6.use_tempaddr=1」



31

英語圏での批判

- 固有ID送信方式は常に批判され続けている
 - 1999年、Intel Pentium III Processor のプロセッサシリアル番号 (PSN) 問題
 - 消費者団体がボイコット運動を展開
 - Intel社は、電子商取引に活用できますと宣伝していた
 - 2007年の総務省「モバイルビジネス研究会」構想と類似
 - Intel社は計画を中止、この機能を廃止
 - 2002年、Windows Media Player 「一意のプレーヤーID」
 - JavaScriptからアクセスできる事実がBugTraqで指摘されると、Microsoftは即座にこの機能をデフォルトで無効化
 - 2003年、RFID個品レベルタグのAutoID Center構想
 - プライバシー擁護団体がボイコット運動、欧米各地で
- その他各種製品の実装方式が常に監視されている

32

安全なケータイWeb利用の鉄則

- 契約者ID送信時代の安全なケータイWeb利用リテラシ
 - ケータイWebにおいては、絶対に住所氏名を入力しない
 - 商品配送先として住所氏名の入力が必要となるネットショップは利用しない
 - 着メロ等のダウンロード購入のように、住所氏名を送信する必要のないショッピングしかしないようにする
 - どうしても物を買いたいときは、携帯電話会社が運営するショップを使う（携帯電話会社はユーザIDを流用することはないので）
 - ケータイWebにおいては、完全に匿名で使うことを覚悟するか又は常に非匿名であることを前提に行動する
 - 匿名を選択する場合は、自分が誰であるかわかるようなことを、どのサイトでも明らかにしないようにする
 - 非匿名を選択する場合は、自分が誰であるかはどのサイトでも知られ得ると覚悟して、それでもかまわない行動しかとらないようにする

33

既に収集が行われている

- 「占い」「アンケート」「懸賞」と称して

34

事業者側のリスク

- 契約者固有IDを預かることのリスク
 - 漏洩時の責任の重大さ
 - 住所氏名等と契約者IDがセットで流出したら極めて重大な責任
 - 契約者IDを含むアクセスログの流出が重大な責任を負うことに
 - IPアドレスだけならそれほどの責任がない
- 不必要なら契約者固有IDを記録しない
 - 契約者IDを必要としないWebアプリ設計を行うべき
 - 契約者IDを取得していない旨を利用者に告知して差別化

35

一般のPCとの対比

- 住所氏名を入力するショッピング
 - 検索で見つけた初めて訪れるショップで買い物するのは普通
 - 信用性の低い運営者だとしても、想定される被害は、単純に住所氏名が転売される（あるいは流出する）可能性（とサービス自体が詐欺の可能性くらい）しかない
 - 単純な住所氏名が漏れるリスクは許容できる人が少なくない
 - ケータイWebのように契約者固有IDが送信されていると
 - 信用性の低い運営者は、住所氏名に契約者固有IDを紐付けて転売してしまう（あるいは流出する）可能性がある
 - これは致命的であり許容できない
 - 今後のWebアクセスが自分だということがアクセス先に知られてしまう
 - 過去のWebアクセスが自分だったということが知られてしまう
- 契約者ID常時送信は電子商取引の発展に足枷

36

ケータイWebの従来と将来

- 従来
 - 安全に利用できた
 - 公式サイトを使うのが基本
 - あまりリンクを辿って遠くまで行かない
 - 信用性の低いサイトで住所氏名を入れたショッピングをすることはあまりなかった
- 現在～将来
 - リスクが現実のものとなりつつある
 - 勝手サイトが広く使われるようになってきた
 - Web検索で見知らぬサイトを訪れるようになってきた
 - ケータイコンテンツ市場は広告モデルに移行するという
- 始まる前に終了した
 - IDの任意サイト送信化は業界が自ら首を絞めている

37

技術的解決策

- 「かんたんログイン」実装目的なら
 - 端末がcookie機能を搭載すれば済む話
 - どうしてもID送信するならサイトごとに異なる値で十分
- 警察捜査、発信者開示請求の目的なら
 - 一定期間（1日から10日程度）で変化するIDで十分
 - IDと契約者の対応ログを携帯電話事業者が記録
 - 従来のIPアドレスを用いた開示請求と同じ
- 悪質利用者排斥、青少年保護の目的なら
 - サイトごとに異なり一定期間で変化するIDで十分
 - サイトをまたがって同一悪質利用者を排斥するのは妥当か？
 - 期間は1か月から数か月くらいか
 - いずれにせよ携帯電話の再契約による攻撃はあり得る

38

なぜ解決しないのか

- 始まってしまったものは後戻りできない
 - KDDIはEZ番号の送信を止めることはできなかった
 - 今からiモードIDを止めたり仕様変更したりできるの？
- 携帯電話事業者がオープンな議論をしていない
 - 末端の技術者が後先考えず汚い仕様を設計してそれが普及
 - 1990年代のMicrosoft的な状況
 - 既存技術のつまみ食い
 - 研究部門と事業部門との乖離
 - 研究職社員の見識が事業に全く活かされていない
- 英語圏の批判に晒されていない
 - 固定された固有IDの送信機能は消費者運動のバッシング対象

39

他人事？

- 「俺ケータイ使わねーし」
 - ケータイWeb開発者自身がそう発言するのを耳にする
 - 危険の存在を一番知っている技術者が他人事
- 「日本のインターネットが終了する日」
 - ケータイWebのやり方が、普通のPCのインターネットにまで押し寄せてくる
 - PCに固有IDの送信を義務付けるよう、青少年ネット規制法が改正されるおそれ
 - 総務省「通信プラットフォーム研究会」は、ケータイWebとNGNとインターネットの決済プラットフォームの統一化を目指している
 - イーモバイルのスマートフォンが既にID送信機能を設けている
 - Webアプリ開発技術者が、契約者固有IDを用いた開発方式に依存し始めている

40

ID送信義務化?

- 青少年ネット規制法
 - 2008年成立時、民間の自主的な取組みを前提
 - 健全サイト認定基準は効果的に機能する
 - 契約者固有IDを用いた悪質利用者排斥などの取組みによって
 - 対象はケータイWebに限定
 - 201X年、インターネット接続PCが小型化し青少年まで普及
 - 青少年の主戦場がケータイからPCへと移行
 - 健全サイト認定基準の対象外サイトが拡大し優勢に
 - 契約者固有IDが存在しないため悪質利用者排斥ができなくなる
 - 201X年、青少年ネット規制法改正案浮上
 - 国会議員が「PCも契約者固有ID送信を義務付ければいいじゃないか」と言い出す
 - 代替策を示そうにも時すでに遅し

41

劣化するWeb開発技術者

- ケータイWeb開発が花盛り
 - なぜか儲かるらしい
 - 契約者固有IDの利用方法の技術情報や解説記事が大人気
- ケータイWebしか知らない技術者の登場
 - 「セッションID」という概念を知らない人々
 - 契約者固有IDがないとWebアプリを作れない人々
- 実例
 - 「NAVI TIME」がイーモバイル端末ではEMnet限定
 - 契約者固有IDを用いて実装する目的と思われる
 - ケータイWebでの実績から同じやり方をスマートフォンに適用
 - iPhoneにまで進出してくるおそれ

42

どうすればいいか

- まず理解してください
 - 「〇〇と同じ」とかぬかす半可通をどうにかしてください
- わかってる人はちゃんと声をあげてください!!
 - グダグダぐちるんじゃなくて、はっきり主張しよう!!
 - マイクロソフト技術統括室CTO補佐 楠正憲氏の記事も見てね
 - 携帯ID開放の危うさ・事件が起きる前に対策を, 日本経済新聞社 NIKKEI NET, 2008年9月30日
 - <http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=MMITbf000029092008>
- ケータイWebをこれ以上広げない
 - 開発者はNTTドコモにcookieのサポートを要求してください
 - 契約者固有IDに依存したWebアプリ開発を避けてください
 - いつでも通常方式に切り替えられる準備をしてください

43

私の提案

- 携帯電話事業者への提案
 - cookie機能を搭載しても普及までに時間がかかるので、ひとまず各キャリアは別途非固定のIDも同時に送信してはどうか
 - サイトに共通で、1日~10日ほどで変化するID
 - 通常のPCのインターネットにおけるIPアドレスと同じ扱い
 - 警察捜査、発信者開示請求の用途で
 - モバイル広告実現の目的にもこの程度で十分ではないか
 - サイトごとに異なり、1か月~数か月で変化するID
 - 悪質利用者排斥の用途で
 - ユニーク閲覧者数のカウント等にも使える
 - 「かんたんログイン」機能にもこのくらいで十分なのでは
- Webアプリ開発者への提案
 - 契約者固有IDを使わず、上記の「一時ID」を使うよう努める

44